

# なめがわ 社協だより

第5号

平成3年4月1日発行

編集発行

社会福祉法人

滑川町社会福祉協議会

滑川町大字福田750-1

(滑川町役場内)

TEL56-2211(内線)152



▲城ヶ崎海洋公園にて

## 『身障福祉会、精薄育成会 研修旅行』

身障福祉会の方々の10年来の念願であった県外研修が1月18日・19日と県の障害者用施設である伊豆潮風館への一泊研修ということで実施されました。一生に一度でいいから海を見たいという会員の希望で会長が計画したのですが、育成会との交流も含め、22名の参加がありました。潮風館専用の送迎バスなのでコースが決められており希望どうりにはいかない点もありましたが、幸いにして海岸線のコースでしたので、車窓より望む広大な海に思わず歓声があがり、それぞれに感激されている様子がとっても印象的でした。初めての企画であったため、お手伝いさせていただくものにとっては大変不安でしたが、全員のご協力により無事終了することができました。これからも、これを励みにハンデに負けず積極的な社会参加をお願いします。



# 新しい世紀に向けて

## 滑川町社会福祉協議会

会長 上野 昇



春うらかな季節となりました。町民の皆様にはご健勝にてそれぞれご精励のこととお喜び申し上げます。

私も先般、滑川町社会福祉協議会会長に就任以来、半年を経過いたしました。この間、関係各機関及び団体、並びに町民の皆様との心豊かなご理解とご協力をいただき、二年度事業もほぼ予定どおり実施できましたことに、心から感謝申し上げます。

さて、我が国は今、世界の経済大国となり、社会、経済の急激な変動、高度情報化、高齢化、生活水準の向上と意識の多様化という社会となり、間もなく迎える二十一世紀に向けて、極めて多岐にわたる諸施策の推進を迫られているところでもあります。

とりわけ、世界史上類例のないスピードで進む人口の高齢化は、既に人生八十年の長寿の時代となり、高齢者の健康、生きがいづくりを積極的に進めることが老人福祉行政の最も重要な課題となりました。このため国では「高齢者保健福祉推進十か年戦略」(高齢者福祉十か年ゴールドプラン)を定め、今世紀中に実現すべき目標をかかげこれを果たすための諸施策を積極的

に推進することになりました。そのための関係法律が改正されました。また同時に障害者、児童など社会的に弱い立場におられる方々が安心して生活が営めるための関係法律の改正も行われ、これまで県が実施していた事業のうち特別障害者の方に対する福祉電話等の設置や、重度障害者の方々に必要な日常生活用具の給付、幼児の保健、予防事業など数多くの事業を市町村が実施することになりました。これは対象となる方々に最も身近な市町村が各種の事業を実施することによって、効率的でできこまかな福祉行政の推進が求められています。私たちのまわりを見ましても高齢化や核家族化等の事情

により、お年寄りや障害者など、日常生活の中で援護を必要とする方々が年々増加しております。これらの総ての方々が社会の一員として、安心して豊かな社会生活が営めるよう、温かな地域社会をつくるのが行政の責務であります。特に社協にとりましてはそれが最大の責務でありますので、行政と社協の連携をはかりながら事業を推進し、二十一世紀に向けて、明るく住みよい町づくりにとり組み、町民の皆様の信頼と期待に応えられる社協として行く所存であります。



育てよう  
豊かな心と  
思いやり

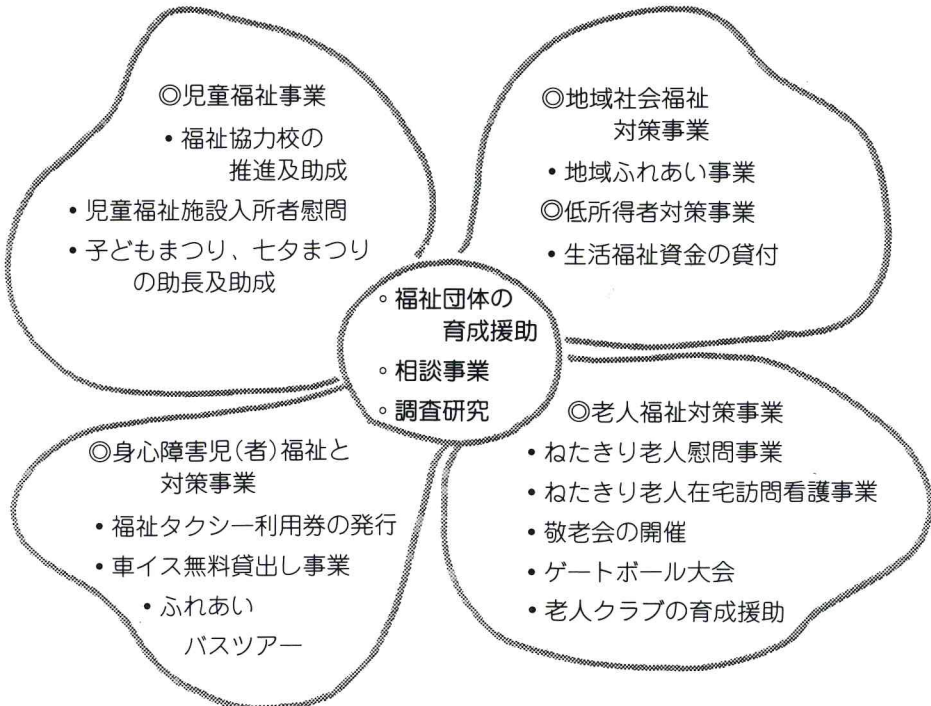
## 会 員 加入状況

会員募集にあたりましては区長さんをはじめ、役員の方々のご協力と町民の皆様のご理解により、別表のような高加入をいただきました。二年度につきましては、特に、区長さんのお骨折りにより六九、八%と昨年を六、八%も上回るご加入をいただきました。特別会員、賛助会員、一般会員の総額は二、一七八、〇〇〇円です。なお皆様からいただいた会費は次のような事業に有効に使わせていただきます。

社協の事業については、あまり知られていないため、なかなかご理解いただけない部分があるようですが、これらの事業をご理解いただき、次年度につきましても地域福祉充実のため、一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

大字名 対象世帯(加入率)	会 員 数			金 額	大字名 対象世帯(加入率)	会 員 数			金 額
	一般	賛助	特別			一般	賛助	特別	
下 福 田 221(91.0%)	192	9		219,000	水 房 67(92.5%)	60	2		66,000
上 福 田 152(90.8%)	136	2		142,000	月 輪 502(57.8%)	276	11	4	329,000
山 田 181(95.0%)	163	9		190,000	六 軒 465(38.9%)	173	6	2	201,000
土 塩 89(94.4%)	77	6	1	100,000	羽 一 528(50.0%)	246	15	2	301,000
和 泉 136(95.6%)	123	6	1	146,000	羽 二 194(95.9%)	174	10	2	214,000
中 尾 82(93.9%)	73	3	1	87,000	羽 三 60(93.3%)	52	4		64,000
伊 古 112(90.2%)	94	5	2	119,000	合 計 2,781(69.8%)	1,839	88	15	2,178,000

## 社協の事業状況



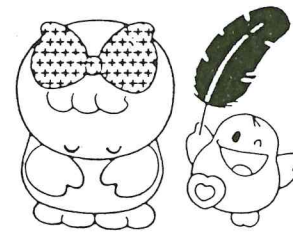


# 歳末募金

- 篤志者募金 (五一九、二六九円)
  - 天台宗埼玉教区滑川町寺院檀信徒「照一隅」募金 月輪四五四番地
  - 福正寺様 八〇、〇〇〇円
  - 住職 鈴木亮芳様 一万円
  - 伊古一、二四三番地 一円
  - 円光寺様 六〇、〇〇〇円
  - 水房
  - 放光寺様 一九、〇〇〇円
  - 東松山支部仏教会支部長 林 龍淳様 一〇万円
  - 立正佼成会東松山教会 五〇、〇〇〇円
  - 羽尾三〇番地
  - 上野茂雄様一九、四八八円
  - 東松山ライオンズクラブ様 一五万円
  - 羽尾三〇八番地 (焼とり)新盛様 二五、七八一円
  - グリーンレンタサイクル様 五、〇〇〇円

## 歳末企業募金協力事業所一覧表 (順不同敬称略)

企 業 名	金 額	企 業 名	金 額
四 国 化 成 工 業 (株)	10,000円	(株) 教 育 同 人 社	5,000円
シーシーアイ(株)埼玉工場	5,000	(株) セ ブ ン ケ ミ カ ル	5,000
(株)アリミノ東松山工場	10,000	日 信 化 成 (株)	3,000
(株)エーケーダイカスト工業所	5,000	(株) 三 峰	100,000
(株)パイロット万年筆	10,000	東 京 イ ン テ リ ア	5,000
自 動 車 機 器 (株)	10,000	富 士 イ ン キ 製 造 (株)	5,000
日 本 化 成 (株)	5,000	北 沢 産 業 (株)	1,000
ヘ ン ミ 計 算 尺 (株)	10,000	西部自販(株)西部マリンP.PIセンター	5,000
東 洋 モ ー ト ン (株)	10,000	(株) フ タ バ	1,000
(株)アーレスティ東松山工場	10,000	パ ー カ ー 熱 処 理 工 業 (株)	5,000
(株)難波製本	10,000	多 比 良 (株) 東 松 山 工 場	30,000
(株)飯田製作所	10,000	コルボーン・ドウズ・ジャパン(株)	10,000
日 本 加 除 出 版 (株)	10,000	埼 玉 ペ イ ン ト (株)	5,000
埼 玉 森 林 病 院	5,000	野 原 製 函 紙 器 (株) 埼 玉 工 場	5,000
高 根 カ ン ト リ ー ク ラ ブ	10,000	フ ジ ミ 工 研 (株)	10,000
滑 川 農 業 協 同 組 合	10,000	東 京 敷 島 (株)	3,000
モ リ ヤ (株)	10,000	(有) 大 工 原 製 作 所	3,000
大 塚 ポ リ テ イ ッ ク (株)	10,000	共 和 工 業 (株)	5,000
本 州 製 紙 (株)	10,000	(合) 羽 前 精 機 製 作 所	5,000
カ ル ソ ニ ッ ク (株)	20,000	(有) 井 口 金 属 プ レ ス 工 業	5,000
(株)東京カソード研究所	5,000	(株) 伊 勢 惣	5,000
(株)健生堂	10,000	栄 電 子 工 業 (株)	10,000
津 田 工 業 (株)	5,000	ニ ー ニ ー 技 研 産 業 (株)	3,000
東 京 高 圧 (株) 埼 玉 営 業 所	5,000	(株) 岡 本 製 作 所	5,000
山 栄 化 学 (株)	10,000	タ ケ ダ シ ス テ ム (株)	5,000
埼 玉 福 山 通 運 (株)	3,000	四 国 化 成 工 業 (株) (一 円 玉 募 金)	8,869
ム サ シ 工 業 (株)	5,000	パ ス カ ル 工 業 (株)	10,000



# たくさんの真心 ありがとう

## 平成2年度国民たすけあい共同募金運動終る

地 区 別	赤 い 羽 根	歳末たすけあい
下 福 田	64,500円	67,100円
上 福 田	45,200	50,700
山 田	52,200	59,711
土 塩	27,400	33,518
和 泉	41,100	42,951
中 尾	26,000	27,900
伊 古	34,800	36,900
水 房	22,400	22,600
月 輪	152,600	157,783
六 軒	120,300	122,600
羽 一	144,600	167,152
羽 二	61,500	63,850
羽 三	17,700	17,400
合 計	810,300	870,165

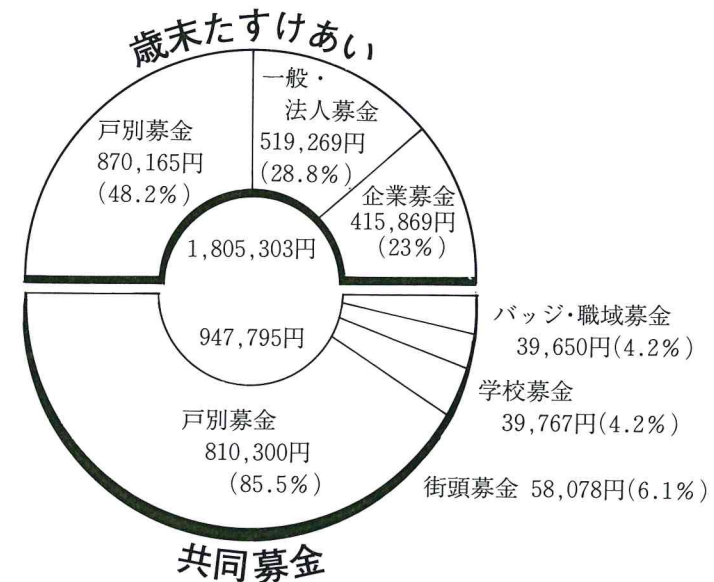
十月一日から三ヶ月間、全国一斉に始まった国民たすけあい共同募金運動は、町民の皆様をはじめ、町内各企業、団体等、皆様のご理解とご協力により大きな成果をあげることができました。

赤い羽根共同募金に寄せられました皆様の善意は、いったん埼玉県共同募金会へ送られ、翌年県内の社会福祉施設や社協に配分され、民間

福祉活動の貴重な財源として役立ちます。

また、歳末たすけあい募金は、直接社協に配分され、民生委員さんや社協理事さんのご協力を得て十二月中に各施設入所者や要援護家庭等へ、歳末見舞金として贈らせていただきました。

ここに募金の結果をご報告申しあげ、本運動に対しご協力くださった多くの方々には厚くお礼申し上げます。





# ご利用下さい 生活福祉資金

埼玉県社会福祉協議会では低所得世帯等の方々にご利用いただくため低金利(年3%)の貸付けを行っております。今までの世帯更生資金貸付制度が制度内容の見直しが行われ、平成2年10月1日から名称を「生活福祉資金貸付制度」

## 生活福祉資金貸付条件等一覧

資 金 の 種 類		
更 生 資 金	生 業 費	生業を営むのに必要な経費
	支 度 費	就職及び技能を習得するために必要な支度をする経費
	技 能 習 得 費	生業を営み、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費
身 体 障 害 者 更 生 資 金	生 業 費	身体障害者又は精神薄弱者が生業を営むのに必要な経費
	支 度 費	身体障害者又は精神薄弱者が就職及び技能を習得するために必要な支度をする経費
	技 能 習 得 費	身体障害者又は精神薄弱者が生業を営み、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費
生 活 資 金	低所得世帯又は身体障害者世帯又は精神薄弱者世帯に対し、生業を営み若しくは就職するために必要な知識、技能を習得している期間中または負傷若しくは疾病の療養をしている期間中の生活を維持するために必要な経費	
福 祉 資 金	(1) 結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 (2) 日常生活の便宜を図るための器具の購入等を行うのに必要な経費 (3) 住居の移転等に際し必要な経費 (4) 身体障害者、精神薄弱者又は高齢者世帯が日常生活の便宜を図るための高額な福祉機器等の購入等に必要な経費 (5) 身体障害者が自ら運転する自動車又は身体障害者若しくは精神薄弱者と生計を同一にする者が、専ら当該身体障害者又は当該精神薄弱者の日常生活の便宜又は社会参加の促進を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費	
住 宅 資 金	低所得世帯、身体障害者世帯、精神薄弱者世帯又は高齢者世帯に対し、住宅を増築、改築、拡張、補修、または公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第4号に規定する公営住宅を譲り受ける等に必要な経費	
修 学 資 金	修 学 費	低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校(盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む)、短期大学(専修学校の専門課程を含む)、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費
	就 学 支 度 費	低所得世帯に属する者が高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
療 養 資 金	低所得世帯又は高齢者世帯に対し、当該世帯に属する者及び当該高齢者世帯に属する高齢者の負傷又は疾病の療養(当該療養を必要とする期間が原則として1年以内の場合とする。)に必要な経費	
災 害 援 護 資 金	低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費	

と改め貸付対象者の範囲が拡大されました。そして、新たに精神薄弱者世帯と高齢者世帯が加えられ多くの方々に利用いただけるようになりました。又、低所得世帯で高校や大学へ進学する資金を必要とする世帯に、修学資金の貸付けをしています。修学資金については無利子で貸付けを行っております。貸付けの種類や限度額は別表のとおりです。

なお、どの種類の申込についても、民生委員さんの調査書が必要になります。申請に必要な書類は社協にありますので、詳細については滑川町社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。

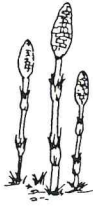
貸 付 限 度	据 置 期 間	償 還 期 限	備 考
1,040,000円以内	1年以内	7年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度：2,080,000円以内
80,000 〃	6月 〃	6年 〃	特に必要と認められる場合 貸付限度：330,000円以内(一括貸付) 貸付期間：6月(法令等において期間に定めのある場合その期間、最高3年)
月 21,000 〃			
1,040,000 〃	1年 〃	9年 〃	特に必要と認められる場合 貸付限度3,600,000円以内 据置期間：1年6月以内
80,000 〃	6月 〃	8年 〃	特に必要と認められる場合 貸付限度：490,000円以内(一括貸付) 貸付期間：6月(法令等において期間に定めのある場合その期間、最高3年)
月 21,000 〃	1年 〃		
月 56,000 〃	6月 〃	5年 〃	特に必要と認められる場合 貸付限度：月85,000円以内
250,000 〃	6月 〃	3年 〃	貸付限度の区分 転宅費：190,000円以内 身体障害者福祉資金：520,000円以内 (償還期間：6年以内) 身体障害者 自動車購入資金：2,000,000円以内 (償還期間：6年以内)
1,100,000 〃	6月 〃	6年 〃	特に必要と認められる場合 貸付限度：1,800,000円以内
高校 月 23,000 〃 専修 月 30,000 〃 短大 月 37,000 〃 大学 月 38,000 〃	6月 〃	20年 〃	貸付限度の区分 高校 { 自宅通学 37,000円以内 高専 { 自宅外通学 50,000円以内 短大 { 自宅通学 50,000円以内 大学 { 自宅外通学 80,000円以内 私立高校入学時に要する経費で特に必要と認められる場合は、別に130,000円を限度として貸付ける。
80,000 〃			
250,000 〃	6月 〃	5年 〃	特に必要と認められる場合 貸付限度：380,000円以内 貸付期間：1年(特に必要と認められる場合、1年6月以内)
1,000,000 〃	1年 〃	7年 〃	



# 土曜閉庁

役場の土曜閉庁に伴い、社協も第二・第四土曜日が休みになりますのでお知らせします。四月から九月までの閉庁日は次のとおりです。

- 四月 13日と27日
- 五月 11日と25日
- 六月 8日と22日
- 七月 13日と27日
- 八月 10日と24日
- 九月 14日と28日



## 心配ごと相談所

お一人で悩んでいませんか？

社協では、毎月二回心配ごと相談所を開設しております。

なにかこまっけていることがあつたらお気軽においで下さい。みんなと話しをするだけでも気持ちが晴れるかもしれません。皆さんの問題が少しでも早く解決できるよう、民生児童委員さんが親身になっ

て相談に応じております。

どんなことでも結構です。

コミュニケーションの場としてご利用下さい。

開設日 毎月8日と18日

※土曜・日曜も開設

時間 午後1時から4時

場所 コミュニティセンター

内 相談室

費用 無料

## 車イス無料貸出し

通院や自宅療養での介護等で、一時的に車イスを必要とする場合、或いは、車イスを購入される方で購入までの期間、二ヶ月を限度に無料貸出しを行っております。どうぞ

ご利用下さい。

利用を希望される方は、社協備付けの申込み書によりお願いいたします。又、申込みには、印鑑が必要です。

## 心温かい善意に



### ◆一般寄付

平成二年七月から平成三年三月にかけて、社会福祉向上のため町民の皆様から寄せられた善意は次のとおりです。皆様のご厚意に対し厚くお礼申し上げます。

- ・滑川町土塩 フォレスト 四〇、〇〇〇円
- ・滑川中学校生徒会様 七〇、〇〇〇円
- ・月輪 工藤達之様 六、〇〇〇円
- ・山田 服部武義様 一〇〇、〇〇〇円
- ・水房 中村正平様 六、〇〇〇円
- ・水房 中村賀助様 五〇〇円

- ・福田・小野田塩作様 一三、〇〇〇円

- ・山田 関口庸備様 四、六〇〇円

- ・和泉 斎藤林造様 一三、〇〇〇円

- ・(株)東松山カントリクラブ様 三五、四七七円

- ・羽尾 上野庸子様 車イス 一台

### 編集後記

▼社協だより第五号をお届けします。なかなか計画どおりにいかず、年二回の発行になつてしまい、今回もまた報告のみで終わってしまいました。

今回は会費・共募・歳末募金を中心に掲載しました。次回は七月末日を予定しておりますので、みなさんの声もお寄せ下さい。

